

○サービスの利用料金

【訪問介護サービス】

(1) -①介護保険の給付の対象となるサービス（介護サービス）

（7級地訪問介護費（午前8時から午後6時にご利用の場合））

特定事業所加算Ⅱ・介護職員処遇改善加算Ⅰの料金

1割負担の場合

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	1時間30分 以上
身体介護	1. 利用料金	2,113円	3,165円	5,023円	7,351円	30分増す毎 に1,051円
	2. うち介護保険から 給付される金額	1,901円	2,848円	4,520円	6,615円	946円
	3. サービス利用に係る 自己負担額	212円	317円	503円	736円	105円
	サービスに要する時間			45分未満	45分以上 70分未満	
生活援助	1. 利用料金			2,307円	2,848円	
	2. うち介護保険から 給付される金額			2,076円	2,563円	
	3. サービス利用に係る 自己負担額			231円	285円	

		初回加算	緊急時訪問 介護加算	生活機能向上 連携加算
加算	1. 利用料金	2,317円	1,163円	1,163円
	2. うち介護保険から 給付される金額	2,085円	1,046円	1,046円
	3. サービス利用に係る 自己負担額	232円	117円	117円

(1) -②介護保険の給付の対象となるサービス（介護サービス）

（7級地訪問介護費（午前8時から午後6時にご利用の場合））

特定事業所加算Ⅱ・介護職員処遇改善加算Ⅰの料金

2割負担の場合

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	1時間30分 以上
身体介護	1. 利用料金	2,113円	3,165円	5,023円	7,351円	30分増す毎 に1,051円
	2. うち介護保険から 給付される金額	1,690円	2,532円	4,018円	5,880円	841円
	3. サービス利用に係る 自己負担額	423円	633円	1,005円	1,471円	210円
	サービスに要する時間			45分未満	45分以上 70分未満	

生活援助	1. 利用料金			2,307 円	2,848 円	
	2. うち介護保険から 給付される金額			1,845 円	2,278 円	
	3. サービス利用に係る 自己負担額			462 円	570 円	

		初回加算	緊急時訪問 介護加算	生活機能向上 連携加算
加算	1. 利用料金	2,317 円	1,163 円	1,163 円
	2. うち介護保険から 給付される金額	1,853 円	930 円	930 円
	3. サービス利用に係る 自己負担額	464 円	233 円	233 円

(1) -③介護保険の給付の対象となるサービス (介護サービス)

(7 級地訪問介護費 (午前 8 時から午後 6 時にご利用の場合))

特定事業所加算Ⅱ・介護職員処遇改善加算Ⅰの料金

3 割負担の場合

	サービスに要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分 未満	1 時間 30 分 以上
身体介護	1. 利用料金	2,113 円	3,165 円	5,023 円	7,351 円	30 分増す毎 に 1,051 円
	2. うち介護保険から 給付される金額	1,479 円	2,215 円	3,516 円	5,145 円	735 円
	3. サービス利用に係る 自己負担額	634 円	950 円	1,507 円	2,206 円	316 円
	サービスに要する時間			45 分未満	45 分以上 70 分未満	
生活援助	1. 利用料金			2,307 円	2,848 円	
	2. うち介護保険から 給付される金額			1,614 円	1,993 円	
	3. サービス利用に係る 自己負担額			693 円	855 円	

		初回加算	緊急時訪問 介護加算	生活機能向上 連携加算
加算	1. 利用料金	2,317 円	1,163 円	1,163 円
	2. うち介護保険から 給付される金額	1,621 円	814 円	814 円
	3. サービス利用に係る 自己負担額	696 円	349 円	349 円

* 新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、サービス提供責任者又は他の訪問介護員にサービス提供責任者が同行した場合の、初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際は、1月につき初回加算が加算されます。

* ご利用者又はその家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合に緊急時訪問介護加算が加算されます。

* 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

* サービスの提供にあたり、ご利用者の状況等により、1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合であって、ご利用者またはその家族の同意を得て同時に2人の訪問介護員等によって訪問介護の提供を行ったときの利用料は、上記料金の2倍の額になります。

詳細に関しましては、介護支援専門員（ケアマネジャー）作成によるケアプランでご確認ください。

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

②介護保険給付が認められていないサービス

緊急やむを得ない理由等で、介護保険給付が認められていないサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。この場合、事業者とご利用者は事前に協議を行い、サービスの提供が可能か確認をした上で、サービスの提供を開始することとします。

□サービス利用料金（午前8時から午後6時にご利用の場合）

	サービスに 要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未 満	1時間30分以 上
身体介護	利用料金	2,113円	3,165円	5,023円	7,351円	30分増す毎 に1,051円
	サービスに 要する時間			45分未満	45分以上 70分未満	
生活援助	利用料金			2,307円	2,848円	

* 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・ 早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

* サービスの提供にあたり、ご利用者の状況等により、1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合であって、ご利用者またはその家族の同意を得て同時に2人の訪問介護員等によって訪問介護の提供を行ったときの利用料は、上記料金の2倍の額になります。

【介護予防訪問介護相当サービス】

(1) -①日常生活支援総合事業の対象となるサービス（介護予防相当サービス）

□7級地介護予防訪問介護相当サービス費（介護職員処遇改善加算Ⅰを含む料金）

1 割負担の場合

	介護予防訪問 介護相当サー ビス費（Ⅰ）	介護予防訪問 介護相当サー ビス費（Ⅱ）	介護予防訪問 介護相当サー ビス費（Ⅲ）	初回加算	生活機能向上 連携加算
1. 利用料金	13,558円	27,107円	42,994円	2,317円	1,163円
2. うち介護保険から 給付される金額	12,202円	24,396円	38,694円	2,085円	1,064円
3. サービス利用に係る 自己負担額	1,356円	2,711円	4,300円	232円	117円

(1) -②日常生活支援総合事業の対象となるサービス（介護予防相当サービス）

□ 7 級地介護予防訪問介護相当サービス費（介護職員処遇改善加算 I を含む料金）

2 割負担の場合

	介護予防訪問 介護相当サー ビス費（Ⅰ）	介護予防訪問 介護相当サー ビス費（Ⅱ）	介護予防訪問 介護相当サー ビス費（Ⅲ）	初回加算	生活機能向上 連携加算
1. 利用料金	13,558 円	27,107 円	42,994 円	2,317 円	1,163 円
2. うち介護保険から 給付される金額	10,846 円	21,685 円	34,395 円	1,853 円	930 円
3. サービス利用に係る 自己負担額	2,712 円	5,422 円	8,599 円	464 円	233 円

(1) -③日常生活支援総合事業の対象となるサービス（介護予防相当サービス）

□ 7 級地介護予防訪問介護相当サービス費（介護職員処遇改善加算 I を含む料金）

3 割負担の場合

	介護予防訪問 介護相当サー ビス費（Ⅰ）	介護予防訪問 介護相当サー ビス費（Ⅱ）	介護予防訪問 介護相当サー ビス費（Ⅲ）	初回加算	生活機能向上 連携加算
1. 利用料金	13,558 円	27,107 円	42,994 円	2,317 円	1,163 円
2. うち介護保険から 給付される金額	9,490 円	18,975 円	30,095 円	1,621 円	814 円
3. サービス利用に係る 自己負担額	4,068 円	8,132 円	12,899 円	696 円	349 円

* 新規に介護予防訪問介護相当サービス計画を作成したご利用者に対して、サービス提供責任者又は他の訪問介護員にサービス提供責任者が同行した場合の、初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際は、1 月につき初回加算が加算されます。

* 利用料金は 1 ヶ月ごとの定額制です。介護予防相当サービス計画において位置づけられた支給区分によって、上記のとおりとなります。

* 契約者の体調不良や状態の改善等により、介護予防訪問介護相当サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護相当サービス計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。

* 月ごとの定額制となっている為、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

① 月途中で要介護から要支援に変更となった場合

②月途中で要支援から要介護に変更となった場合

③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

* 利用者との契約開始または解除については、契約日または契約解除日を起算日として日割りで算定します。

* 月途中で利用者が死亡した場合は契約解除の取扱いに準じ、死亡日を起算日として日割り算定をおこないます。また、月途中で入院した場合は、契約解除する場合は日割り算定となりますが、契約が継続されれば日割り算定はおこないません。